

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月16日

平成27年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月16日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成27年12月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成27年12月16日 午後2時17分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長	垣 花 健		
	観光船舶班参事	大 城 忍		

平成27年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成27年12月16日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第59号～議案第72号）
7	議案第59号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
8	議案第60号	座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
9	議案第61号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
10	議案第62号	座間味村個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例について
11	議案第63号	座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
12	議案第64号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
13	議案第65号	座間味辺地に係る総合整備計画の変更について
14	議案第66号	平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
15	議案第67号	平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
16	議案第68号	平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
17	議案第69号	平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
18	議案第70号	平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
19	議案第71号	平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
20	議案第72号	平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成27年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成27年9月18日～平成27年12月16日

- 10月 3日 阿嘉小中学校運動会
- 10月 7日 南部地区市町村議会議長会10月定例総会（南城市・玉城庁舎）
- 10月16日 沖縄県町村議会事務局長連絡会議（サザンプラザ海邦）
- 10月19日 平成27年第5回座間味村議会臨時会
- 10月21日 沖縄県町村議会議長会定例総会（伊是名村）
- 10月22日 沖縄県町村議会議長会視察研修（伊是名村）
- 10月28日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（糸満市）
- 11月 5日 例月出納検査（平成27年度8月・9月分検査）
- 11月 6日 例月出納検査（平成27年度8月・9月分検査）
- 11月 9日 南部地区市町村議会議長会臨時総会（サザンプラザ海邦）
- 11月10日 第34回離島振興市町村議会議長全国大会（ホテル東京ガーデンパレス）
- 11月11日 第59回町村議会議長全国大会（東京 NHKホール）
- 11月12日 南部地区市町村議会議長会福島県被災地視察（福島県 相馬市）
- 11月19日 南部広域行政組合議会定例会（南部総合福祉センター）
- 11月21日 慶留間小学校創立100周年記念式典（慶留間小中学校）
- 11月24日 南部地区町村監査委員協議会研修会（南風原中央公民館）
- 11月25日 沖縄県町村監査委員協議会研修会（自治会館）
- 11月26日 沖縄県町村議会事務局職員定例総会 研修会（読谷村文化センター）
- 12月 9日 全員協議会（午後1時30分）
- 12月16日 平成27年第4回座間味村議会定例会（午前10時）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうは、先ほど議会開会前にもお願いをしたとおり、私たちも一所懸命頑張ってまいりますので、早目に議事進行ができるような環境をつくっていきます。よろしく願いいたします。

それでは平成27年第4回座間味村議会12月定例会行政報告でございます。平成27年第3回座間味村議会定例会以降の主な事項について報告をいたしますが、お手元にお配りした内容となっております。朗読は省略をさせていただきます。よろしく願いいたします。

行 政 報 告

平成27年12月16日

平成27年第3回座間味村議会定例会（平成27年9月17日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成27年	9月19日	阿嘉島敬老会
	23日	慶留間島敬老会
	24日	社協主催 座間味村老人クラブ旅行（伊江島）
	29日	株式会社21ざまみ臨時株主総会
	30日	退職者辞令交付式
	〃	アイラス航空 越智部長 面談
	〃	退職者職員激励会
10月	1日	副村長辞令交付式
	〃	美ら島づくりパトロール出発式
	〃	役場全体会議
	〃	座間味偕生園3周年記念式典
	2日	阿真区海ヌウガン
	3日	阿嘉校運動会
	〃	ユーロニュース インタビュー
	5日	沖縄県名古屋情報センター 表敬（愛知）
	〃	名古屋市内旅行者あいさつ回り
	6日	名古屋港水族館 表敬
	7日	第10回うちな～政策研究会 沖縄総合事務局幹部職員への講話
	8日	東大ネットアカデミー 松川社長 来訪
	9日	阿佐区・座間味区海ヌウガン
	10日	三浦造船所研修 三浦社長 来訪
	13日	南部地区老人クラブ会長 表敬
	〃	JICA 表敬（11名・母子保健研修）
	14日	南部広域市町村圏事務組合理事会
	〃	南部市町村会定例総会
	〃	南部振興会市町村長協議会
	15日	第1回沖縄離島ICT利活用検討委員会

平成27年10月15日 第43回沖縄県港湾協会通常総会

16日 トライエア株式会社 豊田氏 面談

〃 新造船内装打合せ

〃 名古屋港水族館 館長 来訪

17日 村体育協会主催野球大会

19日 琉球リハビリテーション学院 理事長 面談

〃 第5回臨時議会

20日 運輸安全マネジメント

〃 県庁企画部意見交換会

22日 経済と暮らしを支える港づくり全国大会（東京）

27日 副村長就任あいさつ回り

〃 南部広域行政組合理事会

28日 フェリー伊是名視察

29日 沖縄総合事務局 運輸部長 来訪

30日 沖縄ICカード タカミネ氏 来訪

31日 茨城県立取手第二高等学校入村式

11月 1日 座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー

2日 辞令交付式

〃 役場全体会議

〃 戦後70年平和・未来祈念イベント

4日 読谷村立渡慶次小学校入村式

5日 謝花企画部長 来村

7日 座間味校学習・総合発表会

〃 座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー

9日 WWF 協賛あいさつ回り

10日 WWF 協賛あいさつ回り

〃 金城幸善会長 面談

11日 北那覇税務署 副署長 面談

12日 沖縄県町村土地開発公社幹事会

〃 沖縄県地域振興対策協議会理事会

〃 沖縄県町村会理事会

16日 簡易水道整備促進全国大会（東京）

〃 OCVB東京 意見交換会

18日 全国町村長大会（東京）

19日 水産業振興・漁村活性化推進大会（東京）

〃 全国観光地所在町村協議会総会（東京）

20日 諸見里沖縄県教育長 面談

21日 慶留間小学校100周年記念式典

〃 座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー

22日 離島フェア2015 ～23日

平成27年11月24日	沖縄県離島振興協議会定期総会
〃	県交通政策課との意見交換会
25日	第2回沖縄離島ICT利活用促進検討委員会
27日	沖縄県町村会定期総会
〃	沖縄県地域振興対策協議会総会
〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
〃	沖縄県後期高齢者医療広域連合
28日	座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー
29日	阿嘉老人クラブ 忘年会
30日	船舶班造船内装打合せ
〃	平和・未来PT（戦跡・碑等の意見交換）
12月 1日	子供の貧困に関する意見交換会
2日	沖縄防衛局 来訪（防衛白書説明）
3日	新庁舎打合せ
4日	新造船打合せ
5日	NAHAマラソン開会式
6日	NAHAマラソン
8日	内閣府岡本参事官 面談
9日	栃木県馬場副知事 面談
〃	沖縄担当大臣、環境省あいさつ回り
10日	運輸部長船舶安全点検（フェリーごまみ）
14日	役場全体会議
〃	観光協会理事会

以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

皆さんお疲れさまです。ことしも残すところ半月となりました。年末年始、いい正月が迎えられるよう、きょうは中身のある質問、議論、回答が聞ければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

今回、3つの質問を用意していますが、平成27年度村長の施政方針に掲げたことに関連しながら、各担当部署の取り組み状況、効果、来年に向けた課題等について質問をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、ごみ処理問題・クリーンセンターの利用状況についてですが、慶良間諸島が国立公園に指定され、多くの観光客が訪れ、それに伴い、ごみ処理費用はもちろんです、ごみの量も増大し、クリーンセンター施設の利用改善を考える必要があると思ひますが、去る9月議会でも取り上げましたが、一般廃棄物等のごみ処理についてですが、村が持ち出しの委託処理を行っていますが、計画的に処理が行われているか。また計画的に処理を行えば、問題なく処理できるような体制なのかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。定例議会、またひとつよろしくお願ひいたします。ただいまの宮平譲治議員の御質問についてお答えしたいと思います。まず、粗大ごみについて。定期的な、9月にも御質問がありました。この件につきまして、定期的に粗大ごみのほうは搬出をさせていただいております。ただ1点、やはりこの時期、フェリーの欠航等もありまして、若干ですが、まだごみが半分以上残っているということで現場のほうに確認しております。それと、粗大ごみ以外の鉄くず等につきましては、今、東のバースのほうに置いております。これも来週、学校建設の事業者と調整させていただいて、搬出のほうは、鉄くずのほうも半分以上は出すということで調整しているところでございます。粗大ごみについては、今定期的にフェリーを使つての搬出となっておりますが、予約がかなり厳しいということで、うちのごみの量も見込み量よりふえたということで、若干の積み残しがありますが、これからも3月に向けてしっかり予約を取って、定期的に搬出は行っていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。前回もそうだったんですが、建物からあふれるほどの山を築く前に、早目早目に現場に足を運んで、いい環境が常に保てるように、現場との調整もしながらしっかりと管理のほうをよろしくお願ひします。

次に、本年度中に生ごみ処理機の導入、堆肥化等も考えていたはずですが、その計画についてはどうなっていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

生ごみ処理機につきましては、一括交付金で予算を措置させていただいております。現在、生ごみ処理機につきましては、今月、募集、公募を募っております。それとあわせまして、実は建屋のほうを予定しております。これにつきましては、先週、建屋の入札を行ったんですけれども、不調に終わりました。今、また組み替えをして、2回目の入札を予定しております。いずれにしても、年度内で建屋と生ごみ処理機の導入については予算措置をしておりますので、しっかり執行したいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

現在の処理の形では相当な量の生ごみが出ています。それをドラム缶がいっぱいになってから、土にそのまま埋めるという状況は、決して環境にもよくないと思いますので、ごみとしての廃棄ではなく、堆肥としての有効利用もできたら、農業振興にも役立てられると思いますので、早目に対応のほうをよろしくお願ひします。

次に、再度ごみの問題なんですが、家のリフォームや建てかえ等から出る廃材やコンクリート、ブロック殻、鉄くずなどの処理方法に関してなんですが、現在、無料でその処理を受け入れ、現場で働く職員にとつても頭を抱えている状況だと思っておりますが、捨てる側にとつても無料だから捨てやすいのではなく、逆に気を使って、簡単に捨てづらい環境になっていると私は思うんですが、袋詰めが可能ではない産業廃棄物的なご

みの処理について、今後、何か対策を考えていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、やはり粗大ごみにも、いわゆる大型のごみですね、リフォーム等で発生するごみについては我々も確認しております。そもそも我々村としましては、受け入れは一般廃棄物の家庭ごみ、事業系ごみを受け入れさせていただいております。実は、事業所が家の建築等出すごみにつきましては、産業廃棄物に当たります。しかしながら、産業廃棄物については、本来、事業者がコンテナ等を用意して、沖縄本島へ出荷して適正な処理をするというルールがありますが、うちの村の場合はそれが守られていなくて、全てが一般廃棄物処理場であります村のクリーンセンターに産業廃棄物としてのごみも持ち込まれていると。まず、この周知については、これまで業者に個別でさせていただいておりますが、なかなか、大手は守ってくれますけれども、個人規模の、小さなところではまだ守られていないということで、そこについてはしっかりと徹底させていただきたいと思っております。それと通常、我々一般の方が日曜大工的に発生して持ち込まれる大きな木材等につきましては、事業系ごみとしての受け入れなんですけれども、今議員がおっしゃったとおり無償で現場のほうへ置かせていただいております。実はこれについては、重量をはかる、いわゆるトラックスケールというのがあれば、車ごと来て、車の重量をはかって、出ていくときに差し引いた額を料金徴収と、うちの条例にもうたっておりますが、設備がまだないということで、今後の設備等に、かなりの大きな金額になりますので、その辺は将来の広域化とあわせて、しっかり検討して、今後の料金徴収をやっていくか検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今、課長のお答えにもありましたが、私も沖縄本島内にある産業廃棄物処理場の車両ごと計量が可能な仕組みの導入ができないかと思っていました。捨てる側も捨てやすい環境をつくるのが、今、あってはならないことだとは思いますが、不法投棄等も多々見られたりします。そのような環境をつくらぬような仕組みもしっかりとつくっていくのがいい形だと思いますので、その辺も含めて、お金はかかることですが、ぜひ導入を検討してほしいと思っておりますのでよろしくお願いします。ごみ問題は以上です。

次に2つ目の質問ですが、観光協会の役割と今後についてですが、本村のリーディング産業である観光産業を支える組織の1つとして建設され、地域、観光事業所に必要とされる組織、設立当初に掲げていた目標の業務に現在取り組むことができているのか。また、これから先、公的資金に頼らない自主財源の確保が可能なのか、3年目に向けての明るい方向性が見えているのかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

観光協会につきましては、今後の見通しなんですけれども、観光協会は村内の業者と連携し、座間味ブランドの構築や村内で環境の保全と自然との共存を生かした観光振興に取り組むことを目的とし、事業に取り組んでおります。運営は、修学旅行の収益を主な財源としておりますが、財源不足を補うため、人件費に関しては一括交付金を活用しております。現在、行政とともに、県外学校の修学旅行の招致活動や各方面でのイベント開催を積極的に行い、成果の兆しが見えてきております。また、観光協会の組織力の強化のため、会員の加入の促進をし、組織力の強化と観光メニューの開発に力を入れることによる収益の向上に取り組む

よう指導助言を行っていきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

ありがとうございました。自主財源の確保については、簡単にできることではないと思います。現在、過去に入客数5万人に落ち込んだ時期、現在は9万人を超え10万人に迫る勢いですが、この数字が観光協会設立の力だという形であれば、観光事業所、現在会費は5,000円ですか、その会費を5万円、10万円に上げたとしても、今の経済効果からして高い会費ではないと思います。自主財源の確保の方法はいろいろあると思いますが、地域にその観光協会の頑張りが認められれば、村が必要な予算を確保しても誰も文句を言う人はいないと思います。観光協会の組織として目指すところはもちろんなんですが、そこで働いている職員の思いと組織との思いが一致していると思いますか。社員教育も含めて、その面のほうをちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問でございますが、社員教育といいますが、そこになりますと、行政が直接かかわる部分ではございませんので、担当から話ができない部分がありますので、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

意義と目的というのは、うちの参事のほうから話してもらったとおりでございます、しっかりとその辺は、目標を持ってやってきているところであります。職員の気持ちとしても、観光客に対するピーアール、あるいはフォロー、アフターフォローを含めていろいろさせていただいているところであります。自主財源の確保に関しましても、なかなか難しい問題ではございますが、やはり一番の自主財源の確保は収益事業をどうするかということで、修学旅行の誘致、これは行政とともに観光協会も含めて、一緒に誘致活動をさせていただいております。職員の教育に関しましても、できるだけお互いでふだんの業務のやりとり等も含めて、事務局長を中心に頑張っているところでございますので、これからもさらにすばらしい観光協会と言われるような環境をつくっていくように努力するよう、私たちが行政としてサポートをさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。観光協会が掲げている目標の中に、観光事業所の質の向上だとか、特産品の指導奨励宣伝という目標も掲げていますが、去る11月に離島フェアが開催されました。今回、観光協会として、そこに出席なり、協力等があったのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

観光協会として直接、離島フェアには関与しておりません。行政と特産品の事業者の皆さん、そして漁業協同組合が参加をしております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今回は、我が村から3業者が出展して、島の宣伝、島を盛り上げるために一生懸命頑張っていたと思いますが、全体として見ると、他の離島と比較すると、やはり年々元気がない感じがあります。その辺も含め、次回に向けて観光協会がしっかりと音頭をとって、ことしよりも来年と、島の元気をもっと発信できるような協力体制、指導体制ができることが観光協会の1つの役割だとも思います。今回、何の協力もないという話でしたが、今回、出展している業者の、座間味漁協のほうも出展していたということなんですが、そこからある文書をいただいて、その文書の中には冗談では済まされないような内容だと私は感じたんですが、その辺のことはどのような、観光協会を含め、課長クラス、みんな把握していることなんでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、観光協会組織の問題だと捉えておまして、私たちの課長の皆さんには多分行き届いていないと思います。観光協会の理事の中で、あるいは職員を含めていろいろと処理をさせていただいているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

村の一括交付金ではあると思うんですが、予算をつくっている以上、その仕事内容、組織体制について厳しくチェックする役目も必要だと思います。今回の行動に対して、どのような対応、また個人もそうなんですが、観光協会としての何らかの謝罪もあったのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

直接これは観光協会の仕事になりますので、村長という立場では答えられない部分ではありますが、私は観光協会の会長も兼ねておりますので、御質問でございます、あえて回答させていただきます。この問題に関しましては、文書で抗議を受けております、観光協会がですね。それに基づいて事実の確認を当事者に行い、組合長にも同席をさせていただいて、その日の内容、それから本人に対する注意を行ってきたところでございます。抗議の文書を受けまして、私どもといたしましてはといたしますか、観光協会といたしましては、本人の猛省もありましたので、本人の反省文を添付させていただいて、私たちのほうから謝罪の文書をきのう付で、直接漁業協同組合に手交で、いわゆる手渡しで行っております。この件に関しましてはいろいろとございますが、これは観光協会の話ではありますので、なかなかどこまで、ここで話ができるのかというのがありますが、御質問でございますので、深く心よりおわびをしたということを報告させていただきます。また、議員に対しましても、この件に関していろいろと情報が入っていると思いますが、何分本人も猛省をしております。私たち協会としても、理事の中でも報告をさせていただいて、私のほうから監督責任ということで、しっかりと理事の皆様にもおわびをさせていただいたところです。これからの観光協会の運営に関しましても、しっかりと体制を図って頑張っていこうということで、職員とも申し合わせをさせていただきました。そういう状況でございますので、また本人は猛省しているということと、修学旅行の誘致に関しては彼なしにはやっていけないという部分もございますので、反省があるという大前提のもとに、彼にはこれからもさらに頑張ってもらって、座間味村観光協会の収益事業のために尽力していただけるような環境をつ

くっていきたいと思っております。それでも御不満があるということでしたら、また別の方法を考えるということもあると思いますが、そういうところで今は話がとまっている状況です。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。二一・ざまみ株式会社のほうは、多額の借金を抱え倒産というか、清算に至っていますが、その道は歩まないように、観光協会、地域みんなで支え、育てていけると思えるような組織づくりをぜひ期待していますので、よろしくお祈りします。その件に関しては以上です。

次に最後の質問なんですが、一次産業の振興につながる予算の確保・要求について。持続可能、元気な村づくりの一つの要素に、しっかりとした一次産業の形、農業、漁業のしっかりとした形、仕組みを築き、地産地消の確立と特産品開発につなげることが、今後の村を築く上でなくてはならない一次産業の形だと私は思っていますが、観光業を支える意味でも、今、いい状況が続いています。この形を一過性のものに終わらせないためにもしっかりと、今後、一次産業についての村の10年、20年先を見据えたビジョンもしっかり持ち、予算の確保をお願いしたいのですが、村として、10年先、20年先、どういった形を描いているのか、そういうのがあるのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えします。5年先、10年先という話ですけれども、現在、産業振興計画をつくるということで、職員でプロジェクトチームがあります。その中で、長期的なスパンにたった計画というのは、今検討中ですけれども、まず直近の、来年度に向けてということで答弁させていただきます。まず、平成28年度、まだ要求は金曜日までですので、課内の要望案ということでお聞きしていただきたいんですけども、平成28年度における農業、漁業関連の予算については、まず、農業振興費というところで新規事業として、農業用水の確保ということで、阿真地区にかんがい排水事業に係る予算を要求しています。これは県の一括交付金を使った事業を活用するというので、内示はいただいております。この事業については、阿真地区を先行して、座間味、阿嘉、慶留間というふうに、その単年度、単年度で採択をいただかないといけないんですけども、全区においてそれはやっていこうと考えております。あわせて、今現在、継続してやっておりますけれども、肥料等の船賃助成、これは継続して行きます。次に水産業についてなんですけれども、幸いにも、近年、若い漁業者が育ちつつあると思いますし、漁協の直売所、これが一括交付金で整備されたことによって、いろんな産物も生まれつつ、地産地消が徐々にですけれども、水産物については進んでいるのかなと思います。これも平成28年度の一括交付金を活用した事業を、漁協がやりたいということですので、補助金を交付するための予算要求を予定しております、これにより水産業の振興が図られるのではないかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

改めまして、補足をさせていただきます。10年後、20年後ということですが、20年後まではまだまだ計画はできていない状況でございます。私たちとしては、4年前にできた座間味村第4次総合計画に基づいて、いろいろな産業以外の施策も含めて頑張っているところでございますが、それとは別に前にも話をさせていただきました、各種プロジェクトチームを立ち上げております。今、ちょうど鋭意、皆さん

で頑張ってくださいているところで、前回の議会、前々回の議会でも宮平議員にもお願いをしているところではございますが、このプロジェクトにぜひアドバイスをいただいて、将来の座間味村の1次産業のあり方という方向性をみんなで作っていきたくて考えております。ちなみに、前も説明をしましたが、このプロジェクトチームは若手を中心に、課長クラスがリーダーとなってしっかりと進めているものではございますが、何分、絵に描いた餅にならないような環境をつくるためには多くの方々の参入、いわゆる行政だけできるとそういうふうになってしまうということが1つと、特に1次産業に関しましては、担い手、あるいは働き手、経営者が出てこないと特に農業に関しては難しい部分がございますので、その辺はまた行政ももちろん頑張りますが、議員の先生方、それから村民の皆様方の御協力もないとできないと認識をしております。そういうことでございますので、ぜひ議員の先生方にも改めてこの場でお願いをさせていただくとともに、多くの方々が参画して1次産業の振興を図っていただけるような環境をつくっていただけるように行政として一生懸命努力してまいります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。観光観光ばかりではなく、もっと漁業者の目線であったり、農業ができる最低限の環境整備が整えばと思っているんですが、例えば阿嘉島の漁業のほうでは若い方が興味を持って、いい形ができつつあるのかなと思います。阿嘉島のほうではしっかりと漁協としての確保、製氷施設であったり、水揚場がある程度整備されていると思いますが、座間味島に関しては、漁船専用バースがないと思うんですが、その辺の給油施設、製氷施設、水揚場などの専用バースが1カ所があればもっと効率的な作業、仕事ができるのかなと思っていますので、そういうものがもし可能であれば要望してほしいと思っています。また、農業に関しては、ほとんどゼロに近い状態なんですが、自分が考える、これがそろえば農業が形になるのかなと思っているのが、やっぱり最低限必要なものは農業用水の確保です。水さえあれば何とかなるわけでもないと思うんですが、最低限の条件がまずないのが現状だと思っています。農業用水の確保と農地の集約、ある程度の面積を確保し、区画整備をして希望する農業者に提供すれば、おのずとそこから課題も見えてきて、一つ一つ形ができていくのかなと思っていますので、簡単にできる話ではないと思いますので、1年、1年しっかりとこの村でできる形をお互い考えながら進んでいきたいと思っています。

また、言いにくいのですが、行政のほうも適材適所の人材配置といいますか、もっと1次産業に興味がある。私がこの村の農業、漁業を変えるんだという、そういう思いがある担当をぜひ配置してもらって、農業漁業が観光を超える、島を支える、大きな力になれるように私も期待していますので、ぜひよろしくお願ひします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

おはようございます。きょうの議会の冒頭で村長からいろいろ説明があつて、我々の議会は荒れたことはないんですけども、議会を開催するたびに天気が荒れていて、前回も早目に終わった、今回も下手すれば

早目に終わらざるを得ないということで、私のほうも質問はたくさん、5つぐらい上げているんですけども、そんなに長くかからないようよう努力しますので、ひとつよろしくをお願いします。

まず、これはせんだって、9月の定例会議会の中でも譲治議員が言っていました、座間味村の海域安全パトロールのことについてなんですけれども、たしかこれは、もちろん前回、譲治議員も安全、それから管理体制、それから人材確保というものは述べられていたんですけども、残念ながら、ことしも古座間味で水難事故が起きました。それに関して、やっぱりどうしても島のイメージとして非常に、観光としてこれだけ今、盛んなものですから、もう1回聞かざるを得ないということで何点かお聞きします。これは私にもその事業を立ち上げようとした人たちが、喜文さん、島は島で守りたいからぜひさせてくださいという話が二、三の人からありました。そうかということで、しかし、カヌーもやっているし、カヤックもやっているし、それからタッチングボート、シュノーケリングもいろいろやっているけれども、繁忙期は大丈夫かと。実際始める前にその話はしたんです。案の定、これがそういう形が少しずつ、私が指摘したことが見受けられてきて、その辺のことにに関して少しずつお聞きしていきたいと思います。結局これは島の人を中心となって、ライフセーバーの委託業務を受けたんですけども、これは公募として、何か月ぐらい置いてそういう委託業者を決められたのか、ちょっとそれをお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ライフセーバーとの委託契約なんですけれども、これは平成27年4月23日に合同会社座間味ビーチパトロールという会社と1,200万円で契約の締結をしております。これは期間としては、平成27年4月29日から平成27年10月31日までという契約期間で、各ビーチにおいては2名以上、繁忙期のときは4名という形で配置しております。これは先ほども募集期間といったんですが、プロポーザル方式をとりまして、平成27年4月7日から4月15日まで公募いたしまして、この1社しか応募がありませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

1社しかありませんが、冒頭に言ったように、島は島が守るという、非常にいいことで、私はそれに対して反対と言っているのではないんですけども、行政として、その1社がそれにふさわしくて、それなりの力をお持ちなのかどうかというのを把握していたんですか。村長、その辺どのように感じていますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私の名前で契約をしておりますが、細かいところまで、詳細まで把握をしていないというのが実情でございます。その辺は御承知置きいただきたいと思いますが、同じ村の人間でございますので、顔を見ていると、それなりにしっかりとスキルを持っている人、あるいは資格を持っている人だという認識をしております。また、彼らが雇っている村外から来ている方々に関しても、それなりのスキルがあるかどうかといいますと、そこまでは私は見ておりませんが、しっかりとスキルがある人を中心にしてというところではいいと思いますと、まずまずの、頑張っているんじゃないかなと考えます。またほかにプロポーザルで参加をしてこなかったという状況もございます。全くいないよりはいたほうがいいのかというところもありますし、そういう意味では苦渋の選択ではもちろんございませんが、それなりにしっかりと仕事をしていただける環境だったと思っております。ただ、ニシバマに関しましては、いろいろな、ここで余り話ではできませんけれ

ども、私たちが委託した業者のトラブルではなくて、外的な要因でのトラブルが何件か発生をして、監視ができない、あるいは監視がしづらい環境になって観光客と村民の皆様にご迷惑をおかけしたという事実はございましたが、これは直接この会社の問題ではないと認識しておりますので、委託をお願いするに当たり、十分な事業所だと私は考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、私が聞こうとしたことを、村長が途中で述べられたんですけれども、たしかニシバマ、途中、身の安全の保障ができないということで、その委託を受けた皆さんが一時撤退したという話を聞いたんですね。私、皆さん御承知のように、ちょっと7月の中旬から体調を崩して病床にいたものですから、そのときにある人から電話がかかってきて、お前、寝ている場合じゃないよというような話があって、どうしたのということで、実際はこの話だったんですね。その場合に、何日間、このニシバマにライフセーバーが行かなくて、どういう状況、そこに来る観光客に万一、水難事故でも起きた場合の行政のあり方、それからこの契約先、先ほど村長少しそういうのに触れておりましたけれども、もし万が一そういうことがあった場合に皆さんはどのような考えをお持ちなのか、ちょっとその辺をお聞かせいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

先ほど村長からもあったんですが、地元にも、非常に関心を持って妨害があったんですが、それに関して、会社からも今の状態ではできないという申し入れが、たしか8月の前半ぐらいにあって、じゃあということで、去年の阿嘉でやっていた監視体制、業者と、その会社も含め、地元の経験者のある方とも相談して速やかにできないかという形で、監視を座間味合同ビーチパトロールができることになったということで、そこに、その会社をお願いして、期間はちょっとはっきり覚えていないんですけれども、速やかにできたということで、非常にうちなんかとしてもその部分では助かりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

一番、そこで懸念されるのが、その委託を受けたライフセーバーをやっている人たちは、自分たちの身の安全が保障できないから行かない、じゃあそこに観光客で、ニシバマに泳ぎに来る人たちの身の安全が私としては非常に疑問になるところです。この辺を今後、やっぱり委託を受けた以上は、当然自分たちが地元の方とトラブルになろうが、外部から来る観光客に対してのサービスは、これは絶対おろそかにしてはいけないということで、今後これは気をつけていただきたいと思います。

次、ちょっとことしも古座間味で水難死亡事故が起きました。去年も阿嘉島で起こったんですけれども、この件に関して、遺族、あるいはライフセーバーがそのときの時間帯、配置がどういう形になっていたのか、その辺もしおわかりでしたら、さっき言ったように、私もその時期ちょうど病床にいたものですから細かいことがわからなくて、その辺、ある程度おわかりでしたら教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、私のほうが対応させていただいた経緯がございますので、説明させていただきます。

ます。まず、7月30日に事故が起きました。4時26分に古座間味のレンタルショップのスタッフから役場に一報が入りました。40代男性で意識なしということでした。27分に診療所に連絡し、ドクターと看護師が現場に向かっております。28分には、宮城駐在に連絡し、役場職員が現場に向かいました。31分に監視員らが患者を引き上げ、AEDを使用しております。33分に役場職員が現場に到着、圧迫蘇生のほうを行っております。37分に救急車で高月山のヘリポートへ搬送して、45分にはドクターヘリが到着し、5時には浦添総合病院にドクターヘリが着陸しております。そのあと23時に死亡が確認されております。御家族のほうは私のほうが対応させていただきました。座間味の役場の宿泊所に泊まっていたら、もともと持病があった方だと聞いております。家族の方からも役場のほうには協力していただいて、大変ありがとうございますということでお礼のほうをいただいております。またこの際、ライフセーバーが発見しております、救急のほうは問題なかったと認識しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。私は警察ではないですけども、細かに聞いて済みません、ありがとうございます。それで、私がなぜこれを今回上げたかということ。その理由は、うちの議員、譲治議員に、この事業者からまだまだ予算的に、要するに1,200万円で契約したと先ほど話をされましたが、まだまだもらべきものがあるんだと。ですから皆さん9月に補正を組みましたかということをお問われたということで、今回、緊急最終的に上げたんですね、前回、譲治議員が上げているから上げる必要はなかったんですけども、これは実際請求が来ているんですか。それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

増額に関する請求は、役場のほうにはまだ届いていません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは私が思うには、当然、繁忙期には、先ほどからいろいろ説明がありましたように、外部からそれらしき方々が来て、ライフセーバーしているというのは当然私も見ています。つい10月末まではその人たちもいました。その方々は、私が思うには、やっぱり民間を借りたら、アパートを借りたりすると、どうしてもそこにはそういった家賃が発生したり、いろんなことがあると。その事業を受け持った方々がどのぐらい積算を持って、どこでどのぐらい請求があるということの根拠を出して言っているかわからないんですけども、もしかすると、その辺にあるんじゃないかなと思って、まだ請求が出ていないということでもありますから、私たちとしては1,200万円で契約した以上は、それ以上のことは出すべきじゃないんじゃないかなというふうに私は思っております。これがどういう経路なのか、ちょっと細かく見なければ、また執行部のほうも、我々のほうも判断できない部分がありますけれども、でも、当初1,200万円の予算と、そして一括交付金の事業の1つだということであれば、できるだけそれがいいようなことを願っております。この件に関しては以上です。

続きまして、介護保険広域連合参画について。これは、私から言うのはあれなんですけれども、西原町が今後、介護保険の広域連合に参画したいという話が、当然我々議員もその分に関しては、参画がいいか悪いかということも、もちろん議員の皆さんでも話し合うべき問題だとは思っています。知念事務局長のほうから

も私のほうに何回か電話があります。これは議員としても、まだ練ったこともないし、説明会も受けたくてもないということで、今、村として、それに対してどういうふうな考えをお持ちなのか、村長、ちょっとお答えをいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平喜文議員の西原町参画についてお答えしたいと思います。まず、西原町の参画について、手続上は地方自治法第291条に基づいて、まず適正に行われていると認識しております。それで西原町からいただきました各種データですね、試算したデータから算入した場合、高齢化率が引き下げられると。あわせて財政の安定化が図られるということが確認されております。このことから、本村のような小さな規模の離島村にはメリットが高いと考えております。この件に関しては、さきに先週行い、全協にて配布しました西原町提供の資料でも確認が見てとれると思います。しかしながら、広域連合に設立当初に参加しなかったこと、今回、加入に至った経緯、理由等については引き続き構成自治体ですね、関係機関への説明を行った上で細部まで議論を重ねていく必要があるんじゃないかと現時点では考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、課長の話では、参画に関してはまだ不透明というか、まだ議論を重ねていくということでよろしいですね。村長はどのようにお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今、課長から説明があったとおりでございます。やはり大所高所から考えないといけないことが1つ、それとこれまでの経緯を踏まえて、最初から加盟していただければこのような問題が起きなかったという意味では、西原町に対してもしっかりと見識を持っていただいて、今回の参画に対しては真摯に取り組んでいただくようにという気持ちはしておりますし、これは構成自治体の長の会議の中でもしっかりと議論をさせていただいております。それと西原町長は、各自治体の方々から注意といいますか、不満が西原町に対してあったということはここで申し上げていきたいと思いますが、ただ全体的に、結果論ではございますが、座間味村にとっても財政的なメリットが多少でもあるということが認められるのであれば、参画いたし方ないのかなということも考えておりますし、構成団体の市町村長に関しても絶対にだめという市町村長はいないというのが事実で、現実でありますので、そこに向かって粛々と手続を、介護広域連合のほうが進めていくと、西原町と一緒に進めていくということが1つ。それと私たちもしっかりとそれに対応をさせていただくということになります。ただ、各自治体からお一人、議員の代表の方が介護広域の議員にもなっておりますので、私たちの自治体から、各市町村から考える考え方と、その代表の議員で構成する議会でのやりとり、この両方の中身をしっかりと注視する必要があるのではないかと考えております。議会のほうでどういう議論がなされているかというのはまだ私のほうには話は来ておりませんが、年明けの1月には、また西原町のほうで加盟自治体全自治体に説明を行いたい、足を運ばしてくれということがありますので、しっかりとそこの中で話を聞いて、最終的な結論を出したいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは当然、ちょっと私が介護について少しだけ詳しいものですから、参考程度までに述べますけれども、これは平成14年に1年間かけ、準備期間経て、平成15年からスタートしたわけです。これまで12年ぐらい経過しているわけです。当然座間味村も、ことしも2,241万3,000円の負担金を支払ったんです。その間に、西原町は、当時は参画してくれと要望したんですけれども、西原町と糸満市にはですね、できないと、自分たちでやるほうがメリットはあると、それから保険料も安くつくという話もあったんです。当初は、ちょうど市町村合併との兼ね合いもあって、西原町は介護に関しては浦添市とやってもいいと。だけど市町村合併は中城村、北中城村とはやらないという、いろいろごちゃごちゃがあって、その後、与那城、勝連がうるま市として統合されましたし、佐敷、知念、玉城、大里が南城市、そして東風平と具志頭が八重瀬町ということで、30余りあった広域連合が今は二十六、七ぐらいですか、それぐらいになってはいるんですけれども、当初からこれは参画してくれと、私も実際、西原町には何回も足を運びました。そういうことで、誰かさんが言っていましたけれども、後出しジャンケンみたいで、今、比謝川に中部広域、それから介護広域連合と立派な財産を求めて、もちろんさっき言ったように、座間味村はこの12年ぐらいで何億円という金を負担していると思います。そういう意味で財産も築き上げて、今ごろから入ってくるのかということと、それから西原町が入ることによって介護保険料が安くなるということはこれはないわけですね。これは座間味村がどれだけこれから先、特養とか介護率が上がるかということで、村の負担金そのものは確かに幾らか緩和されるということはあると思います。ただ、非常に不利益をこうむるのは、今後介護を受ける、認定調査の順番、それから介護審査会、合議体であるわけですがけれども、それは医療、保健、福祉と。その合議体の数を、広域連合に聞いたらそれをふやさないというようなことを一応聞いております。そうなる順番待ち、審査待ちが介護を受けるお年寄りにとってはどんどんおくらせてくるということも懸念されるわけですね。私はこれある程度は調べています。ですからそういうことから含めて、やっぱり総合的に、いろんなことを含めながら、今後、この辺は代表の広域議員もいます。それから先ほど村長が言ったように、広域連合は参画市町村にはしている。これ以上おくれるようなこと、審査会、認定調査、施設入所とか、そういうものがだんだんおくれるようなことがあれば、座間味村にとっては何もメリットもないわけですね。その辺もあわせて、助言と言ったらちょっと、まあ、変な言い方ですけども、その辺も含めて検討されてほしいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘ですが、もちろん宮平議員は当時そちらにいたということで、いろいろな御助言が出てきたと思いますが、そういうことで、しっかりとこの御助言はいただきまして、これからの福祉行政に反映させていただきたいと思っております。財産に関しましては、ただ1つ言えますのは、過去にさかのぼって、財産取得に関する費用負担に関しては、西原町にも負担をしていただくという方向で話を進めさせていただいておりまして、後出しジャンケンが得をするような環境をつくらないようにしていこうということは申し合わせをしておりますし、その現状の財産に対する分担金もしっかりと徴収をさせていただく。もちろん西原町もその分に関しては、しっかりと対応をさせていただくというふうに話が進んでいるやに聞いておりますので、できるだけ村民に不利益がこうむらないような環境をつくっていきたいと思います。直接、介護保険料が安くならないのかもしれませんが、財政負担が減るというだけでも、いわゆる一般財源が多少でも別のほうに回せるという意味でいいですと、多少なりともメリットがあるのかなというふうに考えての、先ほどのメリットだという発言をさせていただいたので、その辺は御承知いただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。では、その件に関してはこれで終わります。

次、非正規職員についてということで、実は、沖縄タイムスの11月14日の非正規公務員の低い収入ということで、平均年収が150万円から180万円ということで、本村は企業で言えばブラック企業だというふうにならわっているんです。そして総務省も、昨年7月、全国自治体に対して、労基法に基づいて非常勤の有給、通勤手当制度に適切な整備をするようにと通知しているにもかかわらず、県内では本部町、伊江村、座間味村、南大東村、伊是名村の5町村が一般非常勤の有給も通勤手当も給付をしていないと書いてあるんですけども、確かにこれは非正規、非常に難しい問題だと思うんですけども、まずうちの非正規公務員、例えば150万円から180万円…、要するに150万円以上もらっている非正規ですね、臨時職員、嘱託職員は何名ぐらいいますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平喜文議員の非正規職員に関する御質問ですが、新聞等でも報道ありました、いわゆる臨時的任用職員につきましては、村長部局ではないんですけども、教育部局のほうに1名のみおります。他は全て非常勤職員として扱っていますが、その方が臨時的任用職員1名が今の所得を上回って収入を得ているのではないかと。給与額についてはちょっと私も確認しておりませんが、その方は対象になっているのかなと見ております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もちろん、村長は御承知だと思うんですけども、職員は当然毎年、定昇、昇格、あるいは時と場合によってはわたりとかいろいろ上がってくるんですけども、中には臨時職員、非常勤職員、あるいは嘱託職員の中にも非常に有能な人材もいるだろうと思っております。特に長いことずっと契約されている、水道とか、淡水化あるいは上水道の担当、あるいはみつしまに乗っている人とか、それからごみ処理場にいる方々、その方々に聞くと、給料は毎年同じぐらいの額で改善されていないというふうに聞いている。今後、そういうものも改善する見通しもあるんですか、ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、みつしまと水道に関しては非常勤職員ではなくて、条例で定められている嘱託職員というんですか、専門職として扱っておりますので、この方々に関しては時給での対応となりますので、各課において、そういう要望があれば、見直し等、行っていいのかなと考えております。あと、実は先ほどありました、ごみについては、9月1日に改正を行っております。これにつきましては、かなり状況が大変な現場ですので、見直しを行って、非常勤職員の中では問題がない支給をしていると考えております。いずれにしても、適材適所で一所懸命頑張ってくださいっておりますので、それぞれの職員に関しては、我々も沖縄県が発表しています最低賃金の、ことし5月に改正させていただきましたが、そういうのを受けましたらしっかりと最低賃金を守って、また能力に合わせて、勤務年数に合わせたものについては今後とも要望を聞

きながら、対応させていただきたいと思っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。当然、そういう人たちがいなければ、行政としてもやっていけないんですけども、担当の教育委員会もお聞きしますけれども、幼稚園の嘱託職員ですか、それから学校給食の方々の対応といたしますか、今後見直し。幼稚園は少し上がっているという話を聞いているんですけども、その辺いかがでしょうか。ちょっとおわかりになる程度教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。今、総務課長からありました臨時的任用に関しましては、座間味幼稚園の職員が臨時的任用で採用しております。もう1人はヘルパーみたいな形で採用しておりますので時給制としております。給食センターに関しても、今のところ時給制となっております。よろしいでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかるような、わからないような、なかなかあれですけども、あと1つ最後に聞きます。最近、やめられたというか、契約しなかった人がいます。その方は、私は直接その人から聞いていなくて、間接的に聞いたんですけども、うちの議員からも1人そういう話が入ってきたんですけども、失業保険をもらいにいったと。そうすると、本人の給与からはそれは引かれている。当然、これは本人負担と受益者、要するに雇用先の負担があって、私も船舶の臨時でやったことがありますからわかりますけれども、1つの納付書をもって労働基準局のほうに納めるはずで、そういうことがあったのかどうか。それをお聞きします。結局、失業保険がもらえなかったと。後であわてふためいて、役場が払って、後でもらったということの間接的に聞いているんですけども、本当にそういうことがあったんですか。ちょっとそれをお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、確かに臨時の方1名おりました。これについては、役場給付担当の不手際もあったと我々は考えております。今後は給与から差し引いて支払っておりますので、今後、手続の漏れ、失念がないように対応させていただいて、この御本人のときには私もお会いして丁寧にお話はさせていただいておりますが、他の臨時職員にそういう影響がないように今後しっかりと対応させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、これは事実であったわけですね。今、総務課長が言うように、今後絶対そういうことがない。ただでさえ賃金が安いし、裏方で非常に頑張っている人たちもたくさんいますので、非常に少ない賃金の中で村のために頑張っているらっしゃるので、そういうことが全くないように気をつけていただきたいと思います。その件に関しては以上です。

続いては、ビーチバレーコート管理体制についてお伺いします。実はですね、これはせんだってまで教

育長杯ナイター祭りがありました。阿嘉、慶留間は第1試合になると、5時半ぐらいにそこの西側のポンツーンに船がつけるんですね。そうすると、座間味の議員で、言ったらあれですけども、こっちの関係で野球に携わっているのが私なものですから、阿嘉、慶留間から野球をしに来る面々から、喜文さんちょっと来てごらんということで、向こうに2回ぐらい呼ばれて指摘を受けたんです。どういう指摘かなと思ったら、私たちが日ごろから見ても感じてはいたんですけども、そこのそばに工具箱があります。工具箱に当然ネットとかいろいろ入ってはいるんですけども、その上にペットボトルやたばこの吸い殻、テグスやら、いろんなものが入っているんです。いわばごみ箱なんですね。これってどう思うんですかと。阿嘉、慶留間に優秀な議員はたくさんいるから、何で思っていることは質問すればいいさと、いや、これは座間味のことだから、座間味にやってほしいということで、はい、わかりましたということで今回の質問に上げているわけですけども、彼らいわく、ポールも曲がっているし、今後使えるのかということを書いてきたんですね。ですからこの辺の管理体制、本当にどうなっているのか。それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまのビーチバレーコートの管理体制について、私のほうからお答えします。まず、ビーチバレーコートについては、一括交付金事業で整備を行っています。これについては、福祉班で行ったということで、私ども、福祉班のほうで今管理を行っております。本来、港湾全体の管理は港湾担当のほうが、産業振興課が望ましいと考えていますが、現在ビジターセンターの建築事業も進めていて、周辺整備の最終のすり合わせもあるということで、当面は福祉班で管理を行い、時期を見て港湾担当へ引き継ごうと考えています。それとお話のありました、コートの支柱、工具箱については我々も確認しております。実は台風でかなり、2回ほどひび割れが生じており、去る先月、実は設計会社をお呼びしてこの対策、実は一度支柱を立てたんですけども、また強風で倒れると。ただ、砂の量が減っているとかありますので、その辺しっかりまた対策して、修繕に向けては取り組んでいるところとなっております。当面はビジターセンターの建築とあわせて、また周辺の整備を考えておりますので、福祉班のほうで当分の管理はさせていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ビーチバレーを見て、今後活用するには、もう一度砂を入れないとできないと思っております。そこで村長、気を悪くしないで1点だけ伺います。こういう形で村勢要覧にビーチバレー、アスリートが指導しているということで、非常にきれいなものが載っています。そこで1点、村長気を悪くしないで聞いてください。この村勢要覧の中にもアスリートの面々がたくさん載っています。それで私、今役場の職員に座間味村観光大使は何名いますかと、8名ぐらいに聞いたんですね。誰一人わからないんです、人数が把握できていない。ここにいる面々にも何名か聞きました、2年ぐらいの更新かな、何名いるかなということで聞いたらわからない。村長、現在何名いて、この組織、私らもよく聞かれるんですよ、村民、島民にね。観光大使は何名いるんだということを聞かれるものですから、その辺、私は3月議会でも言ったし、そういうところ少し、ある程度情報開示して教えていただきたいなということで、その1点をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

済みません、私もですね、詳細までは把握はしておりません。ただ、任期がありますので、継続をされる方、それと継続をしない方と両方いまして、その辺の足し算引き算が私のほうでまだできておりませんので、今すぐ答えられないんですが、まあ、10名ちょっとだと認識しております。先ほどの御指摘、職員がわからない、私自身が詳細の数字がわからないということで、大変申しわけない部分もございますが、その辺を含めて、座間味村の概要全てが、全職員が全てわかれとは言いませんけれども、ある程度話ができるような環境をつくっていくように、監督者として頑張ったいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはですね、本当に私たちもよく聞かれるんですよ、座間味村は観光大使何名いるのと。その都度、全然わからない。特にこの時期になると、アスリートが来て、今までは黒木から小宮山というような形で、プロ野球選手もいろいろ来て、結構楽しみにしている部分もあったんですけども、ウォッチングも始まる時期にまたそういうのがあるのかどうか、今後楽しみにしたいと思います。その辺も、今村長がおっしゃるように、来年も更新した人が何名で、新規に何名とか、しあさってにはホエールウォッチングフェスタのオープニングもあります。やっぱりそれまでには、そういうものもわからないと、立ち話とか、会話の中で、途切れてしまう部分もあるものですから、ぜひその辺は教えていただきたいと。またはっきりしていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。ビーチバレーコートの件に関しましてはこれで終わります。

続いて、特産品の開発について。これは先ほど譲治議員がある程度、質問等もやっていたので、私のほうからあえてまた同じようなことを聞くのも何かと思って、聞こうとしているものの半分ぐらいでいきたいと思います。実は私も、この前、慶留間の100周年が終わった翌日、村長も船一緒だったんですけども、離島フェアを見にいきました。我々議員、オープニングも行かなくてよかったなど。というのは、やっぱりさっき譲治議員が言ったように、本村として非常に見劣りするんですね。他の市町村は毎年活気を帯びている。それから新聞、テレビ等でもことしは最高の入りだったと。ところが本村は、参画は漁協、なぎさ、和山さんの3店舗しかない。行ったら、何のことはないんですね。座間味村もかつて、ここにも載っていますように、いろんな特産品とか、あるいは県知事賞とか、山桃とか、昔はサンニンとかいろんなことをもらった経緯があるんですね、4年に1回ぐらい。しかし、全然継続性がない。さっきの1次産業の話になるんですけども、そこでの観光協会でのお土産、それから観光協会の取り上げ方、問題もそうなんですけれども、こういうふうな形で私は極端な言い方をするとちょっと変な言い方ですけども、離島フェアは来年はなくてもいいんじゃないかなと。あのままにすると、恥ずかしい、要するに自分の、うちの家内あたりも全部、おふくろあたり全部先島関係の人たちですから、毎年行くわけです。ところが行って買ってくるのはソーセージと漬け物と、仕方なくつき合いで買って、要するにこれしかないんですよというふうな形で、非常に恥ずかしい思いをするんですね、毎年。過去には、四、五年に一遍ぐらい県知事賞とかこういうことももらっているのに、なぜそれができないんですか。今後ですね、その支援をどうするかということについているんですけども、向こうへ行ったら何のことない。長命草を溶かして飲ませたり、それを溶かしてカステラをつくったりですね、座間味も長命草いっぱいあります。サクナもいっぱいあります。何かですね、何かそこを講じているのかどうか、村長それをちょっとお伺ひします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えします。確かに去る離島フェア、私も少しだけ見に行ったんですけども、若干、以前よりは寂し

い感じは否めないなどは感じております。ただ、特産品については、現在、漁協とか個人の方がさまざまな商品は、商品は商品化されてはおります。座間味港ターミナル、御存じのようにしまむん市場ですか、開設されておりまして、観光客等には評判は上々だとは伺っております。ただ、一方では販売においてですね、これは島内限定で商品は販売しているようです。ネット販売等もしていないということで、その辺ですね、つくっている方々がどのような意向を持っているのかということのをちょっと調査しないといけないなというふうに思っております、果たして外に出して売るところまでのお気持ちがあるのかということも含めて考えないといけないなと思います。ただ、離島フェアで見劣りするから出せないというものだと、喜文議員御指摘のように、継続性がなくなってしまいますので、ここは慎重にやっていきたいと思っておりますし、以前、生活改善グループというのがございまして、座間味味噌とか、ツワブキ佃煮とかつくっております、このときは本当に離島フェアに多く出して、非常に評判がよかったんですね。離島フェアに行ったら座間味味噌を買って帰ろうということもありましたので、これについても再度商品化できないかということと、もう大分その当時の方々が高齢になってきておりますので、技術の継承とあわせてやっていきたいというふうには考えております。ちなみに、座間味港ターミナルにおいての、工芸品も含めてなんですけれども、現在23の事業所が207の商品をつくっております。その中で農水産加工品が44品目販売ということで、決して何もないということではないなと考えておりますので、いかにこれを発信していくかということも検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひ、これまた復活して、やっぱり離島フェアにも他の市町村と肩を並べるぐらいの特産品開発、あるいはそういう支援を村長、今後お願いしたいと思っております、最後に村長の御意見をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

産業振興課長が回答したとおりだと考えていますが、もちろん特産品をつくっていくというのは、大切なことであります。過去の生活改善グループが一生懸命頑張っていた実績等々を踏まえて考えますと、そこから入っていくのが一番いいのかなと気もいたしますが、課長のおっしゃったように個人個人で一生懸命やっている部分がございます、それは大量生産できるのかできないのか、まあ、それをするためには組織をつくるのかつukらないのかいろいろな問題がございますが、最初に出てくるのは農業水産業の振興というのはありでしょうし、その辺をしっかりと検証しながらやっていきたいと思っております。

最近では、山桃酒が大ヒットしていますが、あれもものがないとつukれないと思っておりますが、ことしは話を聞くと1, 200本しかできないと。これは山桃の実が少なかったということでもありますから、そういうことも含めて考えるとなかなか難しいのかなと考えます。将来的には、安定供給ができるような常にある特産品づくり、そういう特産品がふえればいいなと思っております。しかしながら、先ほどの一次産業と一緒に起業する方々の思いと、あるいは展開の考え方、そういうところも非常に重要でありますので、その辺もしっかり緩和しながら、行政として何がお手伝いできるのかしっかりと把握するのが大切だと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひ支援して、かつては座間味はケラマヒージャーというのも有名だったし、座間味のヒージャーは美味

しいと。私はこの前、漁協のそばでカジキフライとイカスミそばを食べたんですけども、隣でヒージャー汁と宮古そばを買ってきたということもありますし、そういう面で、ぜひまたブランド化していただくような商品開発の支援を行政として、あるいはまた私もそうではあるんですけども、協力できるものは協力して、やっぱり恥ずかしくない離島フェアに参加できればこれから先いいなと思っております。

それと離島フェアと関連して、先ほど議会議員からもありました、座間味村の観光職員の行動の報告ということで、先ほど議会議員からあって、皆さんがそれぞれある程度のお答えになっていますので、それに関しては差し当たって質問は割愛させていただきます。以上をもちまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

皆さんおはようございます。2つほど質問させていただきますけれども、フェリーごまみが満席状態で苦情が出ているんです。阿嘉から那覇行きのほうですね。フェリーごまみの那覇行きについて、座間味から阿嘉島に行く、阿嘉島の乗客は座席に座ることができず、また絨毯が、雑魚寝する部屋も満席状態ということも、それに対して阿嘉島からの乗客から苦情が多いと。その辺、平等に座れるような方法をちょっと質問したいと思っておりますけれども、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの垣花太郎議員の質問についてお答えします。フェリーごまみの座間味港発につきまして、阿嘉島、慶留間島からの乗客が座ることができない状態ではありますが、椅子席での座席の仕切りは困難となっております。しかし、絨毯の客室に関しては、座間味発の運航時はチェーンで阿嘉島、慶留間島の仕切りをしている現状ですが、海上時化などにおける折り返しに関して、仕切ることができない現状となっております。その際は、船内放送で絨毯の席では雑魚寝を控えるようお願いしているところでもあります。今後、そのような状況がないよう検討し、阿嘉島、慶留間島からの乗客が座れないことがないよう対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

この雑魚寝に関してですね、座った状態という、お客さんは認識していないですね。もう横に寝るものだ

と、それを思っていますので、その辺をお客さんにどう説明しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

やっぱりそこら辺は、満席等に関しては、細かく船員を巡回させて、寝ないような形で、今後そういった方法でもって定期的に船員を巡回させるように、そういうことがないようしていきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の参事の回答のとおりなんですけれども、あえて言わせていただきますと、今からやりますということではなくて、これまでも一応やってはいます。陸上職員、あるいは船舶の職員とあわせてやってはいるんですが、なかなか改善ができない部分が多少あるということでもありますので、つけ加えさせていただくならば、さらに回数をふやすなりして、できるだけ皆さんに快適な船旅とまではいいませんが、しっかりと座れる環境は少しでもつくっていく努力をさらにさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それともう1つ、椅子席のほうですね、その椅子席のほうも、椅子の上に荷物を置いたままで、船員も注意しないという。そういう状況を私は見受けたことがあるんですが、その状況ですね、やっぱり出航する前に、船員は必ずチェックするような形で体制をとってほしいなと思うんですが、それに対してお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

椅子席は人が座る席ですので、荷物を置く場所ではないというのは出航前に、先ほども申しましたけれども、常に巡回してそういうことがないよう徹底して今後やっていきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それと、来年10月から新造船が入ってきて座席がふえると思いますが、それに対してどのような形で平等に座れるような形を考えているのか教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

当然、席数も絨毯部屋もふえますから、これも現フェリーでやっているように、ちゃんと仕切って、阿嘉、慶留間の方々が平等に座れるように、お客様の差別化をなくす上でも徹底していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の新フェリーの話なんですけれども、うちの参事からは絨毯の部屋がふえるということではありますが、

そういうことではなくて、基本的な考え方として、椅子をふやしております。ですから絨毯の部屋が大きくなればなるほど、先ほどの雑魚寝の話の問題が出てきますので、まず椅子をふやしてできるだけ多くのお客様に椅子に座っていただける環境をつくるというのがまず大きなコンセプトのひとつとして建造委員会で上がりまして、そのとおりにさせていただいております。ちょっと今、細かい数字まで言い切れませんが、定員が400でつくりまして、臨時定員を入れると500になるんですが、300の後半ぐらいが椅子席になります。ですから、椅子席になりますと、チェーンでの仕切りもやりやすく…、チェーンでいいですか、仕切りもやりやすくなりますので、座間味港発のお客様、阿嘉漁港発のお客様の住み分けといいますか、それをすることが今よりもやりやすくなると考えております。そういう形でできるだけお客様に、今のフェリー以上の快適な船旅をお届けできるような環境をつくる形で今、一所懸命船を設計させていただいております。ちなみに船のほうは最終段階に入っておりまして、椅子を含めた、内装の決定が週明けの月曜日の建造委員会が最終になりまして、船内もあわせてその場で決まり、皆様方にもまた御報告できる環境になるかと思っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

新造船のフェリーもそういう形で決まりましたら、一応、阿嘉、慶留間の方にも何らかの形で報告してほしいなど、一安心させるような形でよろしくをお願いします。

そのままもう1つ、緊急ヘリ着陸の件に関して、前回一応質問したんですけども、この後、どういう形で安全対策を考えられたか、ぜひ教えていただきたいと。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの安全対策について、私のほうから答えさせていただきます。まず、安全対策については、119番の改正に伴って、10月29日ですが、それにあわせて職員へ口頭による情報の共有、申し合わせについて行っております。それとまた、年始めに毎年消防出初め式を行っておりますが、そのときに緊急着陸ポイントの点検を新たに取り入れて対応するように、これも計画を年明けにさせていただきたいと考えています。さらに今月、実は11月予定だったんですが、延びて、今月21日に開催されます地域診療所会議、これによりまして、医療機関、警察、区長も出席します。これを通じて、いざこのような場面に遭遇した場合の対応と、また協力依頼を要請しております。特に私どもが考えたのが阿嘉の旧港、こちらの着陸については、停泊中の船舶、用具等が置かれていることから、なるべく新港の奥のほうの空き地を使用するように考えています。これにつきましては、県との会議、今回はまだ開催されていませんが、そのときに119の担当、ドクターヘリの担当部署も来られますので、それについてはその辺の安全確保に努めていこうということで、申し合わせを入れていこうかと考えています。9月以降は、ドクターヘリの緊急着陸というのは行われていませんが、今のところ情報の共有がされてはいませんが、さらなる消防団の皆さんに対しても周知を図りながら、また改めて出初め式等で意識をするようにしっかりと対応させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

緊急ヘリの何といいますか、おりの場所ですね、そのおりの場所の事前の、何名でなされているんですね、緊急ヘリの受け入れといいますか。安全対策といいますか、その地域の。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

実は、必要最小限の2名で対応させていただいております。しかし、救急搬送する場合、職員のそのときの状況、祝祭日ありますので、これについては今、必要最小限2名、安全確保、東西南北の確保を図る意味から4名は必要かと考えていますが、今のところその月の職員の状況に応じて、多ければ多いほど対策とれると思ひまして、幹線道路のストップというのがありますので、必要に応じて対応させております。今のところ何名という取り決めはやっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

できればふやしてもらいたいなと思うんですけども、その2名がもし島にいなかった場合にどうすればいいのかというのがちょっと心配なんですけれども、私も島のドクターに聞いたんですけども、それではちょっと少なすぎるんじゃないかなと。そういう話が出ているものですから、できればふやすような形で体制で安全確保していただきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

皆さんよろしくお願ひします。一般質問に入る前に、先ほどの村長の行政報告で、1番、2番の阿嘉島、慶留間島敬老会というのは、区のほうが適切な表現じゃないかなと思ひますので、一言…。区の主催でやっていますので、これは今後このようなことがないようによろしくお願ひします。

では、一般質問、1点だけですが、阿嘉漁港施設の管理についてです。以前から、私を含め同僚議員から指摘を受けた件についての進捗状況をお伺ひします。まずは、旅客ターミナル待合室の売店設置の件ですが、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

中村議員の御質問ですけれども、まず売店設置の件ですが、現在ですね、以前営業をしておりました団体の備品がそのままになっておまして、ちょっと今手がつけられない事情があつてそのままになっております。売店の設置につきましてなんですけれども、これについてはやはり個人のお店と競合することがあつてはならないと考えておりますので、座間味港ターミナルのような、島の産物を中心とした形態がふさわしいと考えております。あと、この件については阿嘉区の総会、去る5月でしたか、総会におきまして住民の方から売店の設置ができないのという御質問、御要望もありましたので、いろんな団体と意見交換もやっぺいこうかと考えております。また、中村議員からでしたでしょうか。以前、自動販売機もとまっぺいて、水を買ひに行くのにも一々お店に行かないといけないう苦情が観光客からあつたと聞いておりますけれども、これについては現在、漁協が運営をしておまして、その点については改善されております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

同僚議員からも質問があつたとおり、座間味のターミナル内の売店は非常に活況を呈していると。お客さ

んはふえているのに、阿嘉はお金が落ちるものをみすみす逃がしているような状況であります。これは早目に改善してもらわないと困りますので、早急に、年明け、ゴールデンウィーク前にはできるような形で持ってってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次、2番目、放置車両の件ですが、持ち主は島には多分いないと思うんですけども、どう処理したほうがいいのか。せつかくちゅら島条例をつくったはいいけれども、ちゅら島条例の一番最大の課題でありますので、これは今後どうするかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

阿嘉漁港における放置車両の件ですけれども、これは以前の議会でも質問がありまして、答弁いたしましたが、これについては所有者が処分するというのが大原則だと考えております。村としては、県の所管する南部農林土木事務所に相談をしまして、所長名の警告文を、廃棄されている車に張り紙をして処分を促しているんですけども、今月中にやる、来月中にやるということで、なかなか処理が進んでいない状況があります。この持ち主がしばらく島にいなかったということもありまして、通告等もちょっとできなかったんですけども、最近また戻ってきておりますので、これはうちの担当のほうから県のほうに報告させていただいて、早速電話等で処分を促しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは本当に緊急の問題であります。お客さんもふえて、もう見る目がふえてきますから、そういううわさも広まっていきます。ましてや、島の玄関口でありますので、それを早急の対策。もう1つ、一時的ではあるんですが、あそこの放置車両の中に、座間味村の看板を背負った車が一時的にあって、もう今は片づけられているんですけども、あれはやらないで、処理が決まっているんだったら動く車両ですから、ちょっと別の位置に置いて、あれはちょっと村も一緒に絡んでいるのかなと思われても困りますので、社協の車椅子が乗る車、あれは運ぶものを待っているんだったら、ああいうところに置かないで、あれは本当に一緒になっていると思われまますので、これは今後ないようにお願いします。

その他の件、これは一般質問等ではないんですが、クイーンさまみの、いわゆる駐車場として利用しているところ、これは3月定例議会後の視察のところで、特に阿嘉、慶留間の議員から、舗装工事ができないかということで課長はやっぱりこれは業務資材置き場というのは、県が絶対認めないということであったんですが、その通り、今ロープを張って、送迎専用、一般車両用と駐車場ということで看板があるんですけども、一体これは、県は認めていないわけですね、だけど村としてはロープで区分けして駐車場ということになっているんですけども、これはどういうことなんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ロープを張って、送迎用等、ある一定期間とめる車のすみ分けをしております。これは駐車場として認めているというよりは、これは安全対策をしたいということです。全くとめるなということになりますと、出かけるときとか送迎のときに全く使えないとなると、そのスペースが死んでしまいますので、それは車をとめたりするということはいたし方ないのかなと思います。ただ一方で、バースの近くにバックでとめたり、歩行者の近くまで車が入ってくるようなことも避けないといけないということで、ロープを張ったり、あと

駐停車を禁止するという対策をとっておりまして、これはあくまでも安全対策の一環としてやっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

とめるのはあそこしかないのでは仕方ないのですが、であるからには、多分課長も利用しているからわかると思うんですが、ちょっと鋭利性のある小石がたくさんあるんです。あれでタイヤを傷めたという話も大分聞いていますので、そのときにあいう石とかやって、転圧だけでもどうにか業者をお願いしてできないものなのか。あの石の数は非常に、尋常じゃないぐらい多いです。本当にタイヤが傷つくぐらいのちょっと鋭利な石がたくさんありますので、これですね、どうにか。拾うだけでも違います。さらにパンパンで転圧してくれればそれなりに舗装しなくてもどうにか利用者にとっては非常にいいかと思しますので、その辺は検討してよろしくをお願いします。

それからちょうど放置車両を置かれている現場の近くに、フェリーバースの補強工事を行っているときに外されたフェンダーと車どめ、黒と黄色の帯状の車どめですね、板木の上に乗ってあれしている。これは業者が片づけるべきものではないのか、もうあれから2年以上たつんですが、放置されたままなんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

橋の真下のほうに置かれている工場の資材なんですけれども、通常は工事業者が処理するというので、本島のほうに持ち出すんですが、車どめ等、まだ廃棄するにはもったいない状況もありましたので、とりあえず村で引き取ってその場所に置いております。ただ、御指摘のように、非常に見苦しい状況というのは承知しておりますので、これについては早急に片づけたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

見苦しいというか、板木のほうへちゃんと整然と並べて整理という形で置いてはいるんですけども、車どめどっかに使えそうなんですけれども、あの黒い大きいフェンダーがちょっと、使い道がどこにあるのかとちょっと疑問に思うんです。できれば見えない方向で、あまり目立たないところに移動してもらえればいいんですが、有効な利用方法をお互い考えて、できればどこかで再利用してもらえれば一番ありがたいと思うんですけども、その辺御検討よろしくをお願いします。

あと道路ですね、大きい交差点、いわゆる総合センターからニシバマへ行く、橋から前の生コン、公園通りからターミナルへ向かう交差点ですね、これのセンター側からニシバマ向け、ターミナルに行くには右折ですから、ちょっと減速して右折するんですが、これそのままノンストップで行く車をよく見かけるんです。今度、橋側から来る、ちょうど橋側の階段から、のり面ですね、ちょっとこっちは死角なものですから出会い頭のあれが、たまたま私も経験しているし、こっちで事故が起きたという報告はないんですけども、私はいつ見ても危ないなと思うんですが、こっちはどこが優先道路なのか、誰もわからないと思います。それを今後、そういう事故が起きそうなのかどうか、聞いたことがあるのかどうかをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

その現場で事故が起きたという報告は、私は承知していませんけれども、優先については、とまれの標示があるなしで優先は決まってくるんですが、その道路にはないですね。ということとなると、運転手から向かって左側から来る車のほうが優先になるのではないかなと思うんですけれども、やはりその辺は承知していないドライバーの方もいると思いますので、そうですね、まず交差点を注意するよというよな看板の設置はすぐできると思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

たまたま事故が起きていないからあれですけども、ちょっと冷やっとしたことがある。たまに、橋側からノンストップでターミナルに向かう車を何回か見たことがある。これ、お互いそれがたまたまか合ったときには間違いなく大惨事が起こりますので、それをちょっとどうにか駐在とも相談をしながら、何かいい方法があれば、事故が起こってからではちょっと、以前指摘受けたけど起こってしまったと言われても困りますので、どうにか対策を打ってほしいと思います。

あともう1点、最後ですが、ちょっとこれは行政とは関係ないんですが、出張所内にある観光案内所、10月ごろか、都合により休止いたしておりますとあるんですが、この都合とは何ですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

人員不足でございます。募集をかけているんですが、なかなか働いてくれる方が見つからないというのが現状でございます。予算がないというわけではなくて、そういうところで非常に問題になっているところでございます。電話がかかってきた場合には、別組織ではありますけれども、同じ村ということで、阿嘉事務所の職員に電話をとっていただいて、対応できる分は対応していただく。それで大きなものに関しましては、ここに大きな事務所がありますので、ここに問い合わせをさせていただいて、対応をするというような臨時的な措置をとっております。ちなみにこういう状況になったのは、ことし、去年2回目でございます。なかなか手がない状況がありますので、どうにか頑張ってまた人材を確保していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。たった単純に観光協会が減ったからしばらくは休もうかなと思ったのかと、人材不足、やっぱり人材確保は難しいのでありますが、これは365日、いつでもいるようなことをお願いしたいと思います。私の一般質問を以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

3点ありまして、まず、阿佐港の船揚場スロープについてですね、お配りしています添付のほうをごらんいただきながらよろしく願いいたします。阿佐港の船揚場スロープの件ですが、添付の上の4枚ですね、写真をごらんいただきください。これは台風が通過するたびに、かなりの量の砂や土砂が打ち上げられて、毎回10名程度の人を集めて撤去作業を半日ばかりで行っています。燃料代も割り勘で出し合っているようです。予算の振り分けも大変だと思うんですけども、利用者のストレスを思うと早目の対策が必要だと思いますので、状況について、今後どのように対策するか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。台風等の異常気象の際の片づけについては、阿佐港に限らず、港の利用者が清掃等は慶留間、阿嘉などで行っております。ただ、阿佐のほうの港に関しては現状把握をしておりますが、ほかの港と比較して、やはり土砂がたまりやすいかなと感じております。人力での撤去に限界があると認識をしておりますので、新年度において所要の措置を講じたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

皆様の中に船舶を所有する方がいらっしゃいますので、慶留間、阿嘉も含めて、その方々のお気持ちは察していただけたと思います。こういう声がありまして、予約のお客様は次の日に、翌日に控えていても、すぐ船をおろせなくて、キャンセルしてほかの事業者にどうしようもなくお譲りしたという声もありました。添付の、写真の一番左手、テトラが見えると思うんですけども、その手前、そのテトラの部分でもいいと思うんですけども、その横のほうにでもトブブロックなどを置くなりして、ぜひ早目の対策をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの御提案なんですけれども、テトラのほうに、ことしの港湾の整備要望のヒアリングで、ここに波除堤的なもの、堤防を出していただくように要望しておりますので、この件については引き続き県と調整していきます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

よろしく願いいたします。

続きまして、座間味港東側の港増設について。以前、喜文議員からもゲストバースの件で一般質問があったんですけども、それと同様に船舶の所有者の増加と、あと自家用船舶で御来島いただいているお客様が年々ふえているため船の係留場所が足りない状態の日もあります。所有している方々の中にはバージ船が入港するたびに長期間別の場所に係留しなくてははいけない方もいらっしゃいます。そこで場所の提案なんですけれども、添付で出している下の画像ですね、ちょっと見えにくいんですけども、グーグルの空撮をちょっとお借りして、添付させていただいております。座間味港の東側のスペース、赤線の部分です。このスペースは浅瀬になっていまして、私も一度経験があるんですけども、大潮の干潮時に北風にあおられて船底がかかったりするぐらい、かなり浅瀬で危険なところでもありますので、その除去等、港ができれば

ですね、一石二鳥でいいんじゃないかなと思います。そこのほうのスペースに増設できないか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。御質問の件に関してなんですけれども、実は先般ですね、11月だったと思うんですが、村の商工会からもゲストバースを整備してもらいたいという要望を受けております。そういうことで、やはりゲストバースは必要なんだろうということで、必要性は感じているところなんですけれども、御提案のあります東側、石積み護岸の改良によるバースの確保ということなんですけれども、商工会からの提案も、ほかの場所の提案があったものですから、その辺も含め、検討した上で県、国のほうへ整備を要望していきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

商工会のほうからも要望があったということなんですけれども、もし差し支えがなければ要望の場所を教えてくださいませんか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

商工会の要望としては、阿佐の安護の浦のほうにという要望がありましたけれども、まだ詳しく聞き取りをしていないものですから、今後ヒアリングをしていこうかなと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございました。いずれにせよ、早急に…、先ほどの阿佐のスロープの件もそうなんですけれども、いろいろ引き続き資料を持参して、県の担当者へ交渉していただいて、早目の対策をお願いしたいと思います。

引き続きまして、3つ目、座間味幼稚園園舎について。継続の質問なんですけれども、園舎の耐力度調査の結果を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えいたします。当初、座間味幼稚園耐力度調査の工期につきましては、平成27年8月5日から10月31日までを予定しておりましたが、コンクリートの圧縮強度測定等に想定外の時間を要したことから、工期を平成27年12月25日まで延期いたしました。よって、調査結果につきましては、年明けの1月以降となります。それで調査結果で危険園舎と判断された場合は、沖縄県教育庁施設課並びに村の財政状況等を調整した後、建てかえの時期を決定し、文部科学省へ国庫金請求を行う予定であります。また、今年度は5年計画で進めてきました過疎地域自立促進計画の見直しの年となっております。平成23年度から平成28年度、5年計画において、座間味幼稚園改築工事も事業計画に反映させております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

もうすぐ築40年ぐらいになりますので、かなりの老朽化が進んでいます。何らかの原因で子供たちがけがなどを起こしてからでは遅いので、早目の対策、予算の確保をお願いいたします。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

それでは続きまして、7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

ことしも残すところ20日余りですか、皆さん大変お疲れさまでございます。ことし、私の最後の質問ということで1点あります。危険空き家、プレハブ撤去についての要望なんですけれども、崩壊寸前の状況であるプレハブ等が周辺に危険や迷惑を及ぼす等、空き家の解消を進めるための空き家対策特別措置法が施行されましたが、その措置について伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの中村議員の御質問について、空き家対策等の措置についてお答えしたいと思います。まず、空き家対策措置法につきましては、本年の5月に法律、規則も施行をされたところです。これに伴い、国の説明会が去る6月にありまして、私ども総務班の担当が出席してきました。一応、この内容を確認しますと、市町村は空き家の調査を行って、それに基づいて対策計画書及び協議会の設置が必要ということを確認しました。とはいえ小規模自治体において、我々みたいな小さな村においては地域の空き家の事情を、これまで把握していることもあって、今後の対応は市町村それぞれまちまちになっていくんじゃないかなということ予想しております。そして本村の空き家の状況については、所有者不明の空き家については把握していませんが、数軒ですね、古い建屋の、屋根が壊れたりしている物件について確認しています。一応今後はこの法律に基づいて、取り組みについては内部でまず調整を図って、総務班、あわせて産業振興班と横の連携をとって、国の助言もいただきながら対応させていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

確かに、私も新聞を切り抜きしてきたんですけども、空き家対策特別措置法として、5月26日の全面施行後は、立ち入り調査や行政代執行など強制力を伴う措置が可能となるということでもあります。やはりそういう空き家というのは一番怖いもので、今は台風時とか強風とかが吹くときには、周辺にも重大な大きな二次災害を起こすことがあるんですよ。できるだけ座間味村として、行政として解体勧告とか、その辺を基本に出して、具体的取り組みとか、そういうものを速やかに実施していくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

確かに中村議員がおっしゃるとおり、今後…、非常によりよい法律ができたなど我々も思っております。それで市町村の、市町村長の権限を持って指導、助言。助言から始まって、指導と、勧告と、それでもきかない場合はペナルティーを科すと、それに対してまた村のほうでも撤去ができるということ聞いております。我々もこの法律が施行されてまだ間もないということもありまして、他の自治体の状況を確認しまして、

与那原町が独自に条例をつくっていると聞いています。全国的にもまだ事例が少ないということですので、その辺、現状はしっかりこの法律をかみ砕いて、我々も熟知しないといけないと考えております。しかしながら、危険建物については、これは頭にしっかりと入れて前向きに取り組んでいくように頑張っていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

本当に、重大な問題でありますので、真剣に取り組んでやってほしいと思います。たしか、秀克議員からもあったけれども、粗大ごみとか車とか、年の暮れ、港の玄関だとか、ああいうのもまだまだ置かれています。何とかですね、仮置きで場所をどこか探して、見苦しくないところとかにですね、そういうものを片づけたりとか、ぜひ島の、観光立村の島であります。見苦しくないところですね、私たちも協力します。一緒にやっていきたいと思います。御協力のほどをお願いしながら、来年もいい年でありますように、ことしの私の一般質問を終わります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第59号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第72号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの、提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案の説明入らせていただきます。よろしくお願いいいたします。また、先日行われました全員協議会の中で、議案の詳細については事務局のほうでさせていただいておりますので、提案の内容と理由を読み上げて説明にかえさせていただきます。それではお願いいいたします。

議案第59号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

人事院一般職の職員の給与に関する法律に基づく人事院規則の宿日直手当の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第25号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条（宿日直手当）中「4,000円」を「4,200円」へ「6,000円」を「6,300円」へそれぞれ改め、第2項中「14,000円」を「21,000円」へ改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日より施行する。

議案第60号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村手数料徴収条例（平成12年座間味村条例第13号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、平成28年1月1日から「通知カード」及び「番号カード」の交付開始に伴い、カードの紛失等による再交付が想定されることから、再交付手数料の取扱いについて条例で定める必要があり、座間味村手数料徴収条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第26号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

座間味村手数料徴収条例（平成12年座間味村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第32項の次に次の1項を加える。

(33)	通知カード再交付手数料	1件につき	500円
------	-------------	-------	------

第2条第33項の次に次の1項を加える。

(34)	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円
------	---------------	-------	------

附則第5項を加える。

附 則

この条例中第33項通知カード再交付手数料の規定及び第34項個人番号カード再交付手数料の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第61号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村使用料条例（平成47年条例第36号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村役場の新庁舎完成に伴い環境省及び会議室の利用にあたり使用料金の設定をする必要がある。これが本議案を提出する理由である。

条例第27号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例

座間味村使用料条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政財産の名称	単位	使用料
座間味村救急用ヘリポート	1回ごと	3,000円
保健師住宅	月額	5,000円
座間味村役場（環境省）	月額	55,000円
座間味村役場（会議室）	1時間あたり	村内利用者
		午前 9時～午後 5時 540円
		午後 5時～午後10時 810円
		村外利用者
		午前 9時～午後 5時 1080円
		午後 5時～午後10時 1620円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

座間味村個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村個人情報保護条例（平成15年条例第17号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行により、座間味村個人情報保護条例において、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために条例の改正が必要である。

これが本議案を提出する理由である。

条例第26号

座間味村個人情報保護条例の一部を改正する条例

座間味村個人情報保護条例（平成15年座間味村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報の適正な」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」の適正な」に改める。

第2条中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 公文書 座間味村情報公開条例（平成16年条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (6) 個人情報の収集等 個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の収集、保管、利用及び提供をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (9) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

第3条第1項中「通じて個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

第4条第1項中「個人情報の保護」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護」に改める。

本則に次の2条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第7条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審議会の意見を聴くものとする。

（特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第7条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審議会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記載される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル等に掲載しないこととするときは、その旨
- (8) 第13条第1項、第21条第1項又は第31条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、その旨

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル
- (8) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル
- (9) 電子計算機による検索を用いなくて特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特別個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審議会に対しその旨を通知しなければならない。

第8条の見出し中「利用」の前に「特定個人情報以外の個人情報の」を加え、同条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条例において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第13条第1項中「個人情報（以下「自己情報」という。）」を「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報
第14条第1項第2号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第20条まで及び第25条において同じ。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第18条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）」を加える。

第19条第2項第2号中「又は写しの交付」を「若しくは写しの交付又は当該磁気テープ等の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第24条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第25条第1項中「自己情報」を「自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）」に改める。

第28条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。次条及び第32条において同じ。）」を加える。

第31条の次に次の4条を加える。

（特定個人情報の利用停止の請求）

第31条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第31条の4までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去、又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第31条の3 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止を求める特定個人情報

(3) 利用停止を求める理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第31条の4 実施機関は、利用停止請求に係る特定個人情報の目的外利用等を停止するときは、その旨を決定し、当該利用停止を請求した者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る特定個人情報の目的外利用等を停止しないときは、その旨を決定し、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）がなされるまでの間、利用停止請求に係る特定個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の期限)

第31条の5 第24条の規定は、利用停止請求に対する決定等について準用する。

第33条第1項中「又は中止決定等」を「、中止決定等又は利用停止決定等」に改め、同項第2号中「及び中止請求」を「、中止請求」に改め、「中止する決定」の次に「及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する決定」を加え、「、又は目的外利用等を中止することとするとき」を「、目的外利用等を中止し、又は利用停止することとするとき」に改める。

第34条第2号中「及び中止請求書」を「、中止請求者及び利用停止請求者」に、「及び中止請求者」を「、中止請求者及び利用停止請求者」に改める。

第43条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

議案第63号

座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第

9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要があり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第29号

座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び村長又は座間味村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 村長	座間味村営住宅の設置及び管理条例による公営住宅に関する事務であって規則で定めるもの
2 村長	座間味村臨時福祉給付金支給事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
3 村長	座間味村敬老年金支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 村長	健康増進法の対象にならない検診等に関する事務であって規則で定めるもの
5 村長	健康増進法の対象とならない保健指導に関する事務であって規則で定めるもの
6 村長	健康増進法による検診等に関する事務であって規則で定めるもの
7 村長	健康増進法による検診等に関する事務であって規則で定めるもの
8 村長	座間味村国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱規定に関する事務であって規則で定めるもの
9 村長	座間味村国民健康保険の居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要綱に関する事務であって規則で定めるもの
10 村長	座間味村国民健康保険税滞納処分の執行停止に関する事務であって規則で定めるもの
11 村長	座間味村国民健康保険税に係る延滞金徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12 村長	座間味村国民健康保険の葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

13	村長	座間味村国民健康保険の出産育児一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14	村長	沖縄県心身障害者扶養共済制度条例による加入等申込書受理等に関する事務であって規則で定めるもの
15	村長	身体障害者福祉法による更正援護施設入所措置等に関する事務であって規則で定めるもの
16	村長	知的障害者福祉法による更生援護施設入所措置等に関する事務であって規則で定めるもの
17	村長	座間味村重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
18	村長	座間味村日常生活用具給付等事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの
19	村長	座間味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による事務であって規則で定めるもの
20	教育委員会	座間味村要保護・準要保護児童生徒就学援助認定要綱則に関する事務であって規則で定める
21	教育委員会	学校教育法施行令に関する事務であって規則で定めるもの
22	教育委員会	学校保健安全法による就学時の健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
23	教育委員会	座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 村長	座間味村営住宅設置及び管理に關する条例による公営住宅に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法に関する情報であって規則で定めるもの 地方税法に関する情報であって規則で定めるもの 介護保険法に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報であって規則で定めるもの 障害者基本法に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法に関する情報であって規則で定めるもの

2 村長	座間味村臨時福祉給付金支給事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 村長	座間味村敬老年金支給に関する事務であって規則で定めるもの	住所等の情報であって規則で定めるもの
4 村長	健康増進法の対象にならない検診等に関する事務であって規則で定めるもの	住民登録等の情報及び課税情報であって規則で定めるもの
5 村長	健康増進法の対象とならない保健指導に関する事務であって規則で定めるもの	住所等の情報であって規則で定めるもの
6 村長	健康増進法による検診等に関する事務であって規則で定めるもの	住所等の情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 住民登録等の情報及び課税情報であって規則で定めるもの
7 村長	座間味村国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱規定に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
8 村長	座間味村国民健康保険の居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
9 村長	座間味村国民健康保険税滞納処分の執行停止に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

10 村長	座間味村国民健康保険税に係る延滞金徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
11 村長	座間味村国民健康保険の葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
12 村長	座間味村国民健康保険の出産育児一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
13 村長	座間味村重度身体障害者（児）医療費助成に関する条例による事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 地方税法関係情報であって規則で定めるもの 各健康保険法の情報であって規則で定めるもの
14 村長	沖縄県心身障害者扶養共済制度条例による加入等申込書受理等に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
15 村長	身体障害者福祉法による更正援護施設入所措置等に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
16 村長	知的障害者福祉法による更生援護施設入所措置等に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
17 村長	座間味村重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

18 村長	座間味村日常生活用具給付等事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------------	--

別表第3（第5条関係）

情報紹介機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	座間味村要保護・準要保護児童生徒就学援助認定要綱に関する事務であって規則で定めるもの	村長部局	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	座間味村要保護・準要保護児童生徒就学援助認定要綱に関する事務であって規則で定めるもの	村長部局	当該世帯全員の収入及び所得金額及び市民税及び所得課税情報及び固定資産税情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	座間味村要保護・準要保護児童生徒就学援助認定要綱に関する事務であって規則で定めるもの	村長部局	住民票に関する情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による就学時の健康診断に関する事務であって規則で定めるもの	村長部局	住民票に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校教育法施行令に関する事務であって規則で定めるもの	村長部局	住民票に関する情報であって規則で定めるもの

議案第64号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成28年4月1日をもって、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体から、那覇市、浦添市及び本部町今帰仁村消防組合を減じること及び同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体から、那覇市、浦添市及び本部町今帰仁村消防組合を減じること及び同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成23年7月21日制定）の一部を次のように変更する。

第1条中「第252条の2」を「第252条の2の2」に、「消防通信施設及び消防指令施設」を「消防指令施設等」に改める。

第3条中「、那覇市」、「、浦添市」、「、本部町今帰仁村消防組合」を削る。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 消防指令に係る施設の整備及び維持管理並びに災害通報の受信、出動指令その他の指令運用に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防指令施設等の運営に必要な事務

第5条中「、那覇市長」、「、浦添市長」、「、本部町今帰仁村消防組合管理者」を削る。

第6条中「那覇市」を「嘉手納町字屋良1220番地」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰上げる。

第19条の見出し中「方法」の次に「及び財務会計事務」を加え、同条第2項中「関係団体の長が協議して」を「協議会の会議で別に」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 協議会の財務会計に関する事務は、比謝川行政事務組合特別会計において処理できるものとする。

第19条を第18条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条を削り、第26条を第24条とし、第27条を第25条とする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正規定は、同年4月2日から施行する。

議案第65号

座間味辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味辺地に係る総合整備計画（平成25年度～28年度）における座間味浄化センター長寿命化工事について、事業費変更が生じたため。

これが本議案を提出する理由である。

議案第66号

平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,129,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		874,490	22,148	896,638
	1 地方交付税	874,490	22,148	896,638
11 使用料及び手数料		54,845	3,470	58,315
	1 使用料	49,323	3,470	52,793
12 国庫支出金		52,442	205	52,647
	1 国庫負担金	21,250	205	21,455
13 県支出金		784,321	4,320	788,641
	1 県負担金	12,188	102	12,290
	2 県補助金	742,038	4,218	746,256
16 繰入金		54,427	14,389	68,816
	2 基金繰入金	54,426	14,389	68,815
18 諸収入		10,619	10	10,629
	4 雑収入	10,618	10	10,628
歳入合計		2,085,434	44,542	2,129,976

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		603,758	14,549	618,307
	1 総務管理費	572,780	15,549	588,329
	2 徴税費	12,844	△800	12,044
	3 戸籍住民基本台帳費	13,657	△200	13,457
3 民生費		156,241	7,553	163,794
	1 社会福祉費	131,469	7,553	139,022
4 衛生費		168,540	20,014	188,554
	1 保健衛生費	94,650	8,769	103,419
	2 清掃費	73,890	11,245	85,135
6 農林水産費		165,813	881	166,694
	1 農業費	19,935	881	20,816
7 商工費		93,779	806	94,585
	1 商工費	93,779	806	94,585
8 土木費		369,514	426	369,940
	2 道路橋りょう費	254,075	300	254,375
	4 港湾費	4,965	126	5,091

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		116,881	120	117,001
	1 消 防 費	116,881	120	117,001
10 教 育 費		194,395	193	194,588
	1 教 育 総 務 費	80,253	138	80,391
	4 幼 稚 園 費	23,795	18	23,813
	5 社 会 教 育 費	17,038	11	17,049
	6 保 健 体 育 費	21,260	26	21,286
歳 出 合 計		2,085,434	44,542	2,129,976

議案第67号

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		36,576	6,250	42,826
	1 一般会計繰入金	36,575	6,250	42,825
歳入合計		202,632	6,250	208,882

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		79,267	6,250	85,517
	1 療養諸費	64,105	8,000	72,105
	3 出産育児諸費	2,172	△1,750	422
歳出合計		202,632	6,250	208,882

議案第68号

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		3,581	98	3,679
	1 一般会計繰入金	3,581	98	3,679
歳入合計		8,806	98	8,904

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		8,781	98	8,879
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,781	98	8,879
歳出合計		8,806	98	8,904

議案第69号

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,919,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		1,820,877	86,000	1,906,877
	1 運航収入	1,765,017	86,000	1,851,017
歳入合計		2,833,058	86,000	2,919,058

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		422,919	△21,073	401,846
	5 燃料潤滑油費	169,550	△25,000	144,550
	9 船費	245,570	3,927	249,497
2 営業費用		103,491	7,578	111,069
	4 航路附属施設費	4,898	4,224	9,122
	5 店費	90,981	3,354	94,335
3 財産費		2,255,765	95,429	2,351,194
	2 積立金	109,265	95,429	204,694
4 事業税費		30,881	4,066	34,947
	1 営業外費用	30,881	4,066	34,947
歳出合計		2,833,058	86,000	2,919,058

議案第70号

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		68,576	8,769	77,345
	1 繰入金	68,576	8,769	77,345
歳入合計		105,015	8,769	113,784

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		53,293	8,769	62,062
	1 営業費	53,293	8,769	62,062
歳出合計		105,015	8,769	113,784

議案第71号

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		10,501	184	10,685
	1 下水道収入	10,501	184	10,685
歳入合計		120,790	184	120,974

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道事業費		98,396	184	98,580
	1 下水道事業費	98,396	184	98,580
歳出合計		120,790	184	120,974

議案第72号

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,108	186	4,294
	1 繰入金	4,108	186	4,294
歳入合計		4,889	186	5,075

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		3,841	186	4,027
	1 農業集落排水事業費	3,841	186	4,027
歳出合計		4,889	186	5,075

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(宮里祐司)

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第59号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

それでは進行いたします。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第60号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第61号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

2枚目、保健師住宅の月額5,000円というのがありますけれども、これは他の市町村でもそれぐらいの金額なんですか。余りにも安いんじゃないかなと思うんですけども、おわかりですか。

○ 議長(宮里祐司)

宮平真由美副村長。

○ 副村長(宮平真由美)

ただいまの御質疑ですが、今回の改正は、環境省の月額を定めるものでありまして、保健師のものではございません。このものに関しましては、実は供用住宅をもとにして5,000円という形で制定された記憶がございます。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。環境省の件はこの前全員協議会の中で聞いたので終わります。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第62号 座間味村個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

直接、この条例ではなくて、ついきのう、大阪堺市で68万人の住民データが全部流れたというあれがありまして、これですね、こういう条例等で北海道から沖縄まで全自治体、それやられたと思うんですけども、担当者のモラルの問題でこういうのが流出するんです。ですから村長を初め、役場職員の、こういう条例はあるんですけど、やっぱり担当者が、うっかりもあるかもしれないんですけども、意図的にやる可能性もあるんですよ。これは徹底的に職員に戒めて、そういうことが絶対に起こらないように、そのために改正もいろいろやっていると思うんですけども、やはりこれは情報を扱っている職員の責任の問題ですから、これは徹底的に守ってほしいと。それをお願いいたします。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。なければ進行しますよ。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 座間味村個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 座間味村個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第63号 座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第64号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第65号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

施設整備計画ですけれども、事業費の変更をするとありますけれども、この中身を説明お願いしたいと思います。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

今回の辺地計画の変更は、座間味の下水処理施設の事業費の変更です。当初、平成27年度の事業費、概算で8,000万円見積もっていたんですけども、実施設計を入れたところ500万円程度の差が出ましたので、これについては議会の議決が必要ということで今回提案しております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。ありがとうございます。終わります。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第66号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この前の全協でもある程度お聞きをしましたがけれども、10ページをお開きください。特別職の旅費が29万3,000円、県内が17万9,000円、県外が11万4,000円と組んでありますけれども、きょう議会が終わって、残り3カ月間で、我々1泊2日の、沖縄本島であれば、1人、特別職であっても1万2,000円ぐらいの旅費で大体済むとは思うんですけども、17万9,000円ということは10回以上の旅費計算ぐらい、1泊2日とした場合にですよ。それで組んであるんですけども、そのぐらい、もちろん積算しているからには何回ぐらいの予定でそういうふうにして補正に上げているのか、ちょっとおわかりであれば教えていただけますか。県内、県外。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの旅費の増額の件についてお答えしたいと思います。特別職の、県内につきましては、例年より、これまでより、やはり旅費の回数がふえています。3月までにかけて10回程度の旅費を見込んでいるということで計上させていただいております。それとあわせて県外につきましては、実は不足を生じております。これまでは年、おおむね3回の出張をさせていただいております。そのうちの1回分が不足しているということで今回計上させていただいております。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。実はなぜそれを今聞いたかといいますと、去る12月2日の沖縄タイムスに、2014年度の市町村の財政指標が出ていまして、それに本村が、既に公債費比率が15%来ているということで、やっぱり特別職はそろそろそういうものに関して、まあ、私が言うまでもないんですけども、シビアにだんだん捉えていかないと、来年、再来年あたりからまた再建団体になってはいけないという。旅費だから大したことないということではなくて、やっぱり塵も積もれば山となるということもありますし、その辺を少し認識というか、意識をしながらこういうことにこれから気を配っていただけないかということで、これを例として挙げておりますから、その辺、頭に置いておいておくよう、つけ加えておきます。以上です。

同じく、15ページをお開きください。これは教育委員会関係ですけども、実はせんだって、私、村長と直接お会いしました。詩碑の建設について、検討してくれと。これは予算補正ではないですけども、例えばこれは文化財保護費の中にあるものですから、それをどのように検討しているか、ついでにお答え、教えていただけないかと思ってお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

この件につきましては、村長のほうから私、資料をいただいております。国立公園になっていますので、場所の選定とか、そういったもろもろも調査しないといけないと思います。その辺に関してはもろもろつくる方向で検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは、実を言うと3年か4年前に実際承諾したらしいんです。これが内部の人事異動の問題やら、学校校舎の問題やら、それから民話とかいろいろそういうものがあって、どこかで掛け違えたのか、結局そうこうしているうちに、結局、環境省、それからいろいろなものが出てきて延び延びになっていますけれども、以前にその本人たちは許可をもらったのに、なぜつくっていないかということをおっしゃるので、もう一度、再度、新年度含めて検討していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。それでは進行してもよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第66号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第67号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第67号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第68号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第68号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第69号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番(宮平譲治議員)

8ページお願いします。事務諸費の中の需用費、修繕費ということで75万6,000円ふえていますが、こういったことに使いますか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

修繕費の75万6,000円ですけれども、これは那覇出張所の事務所の改装、パーティションとか、後ろのほうに会議室をつくる予定です。

○ 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

○ 2番(宮平譲治議員)

はい、わかりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

歳入の旅客費、フェリーが2,000万円、クイーンが6,000万円の増で、残りについては300万円、これは単純にお客さんがふえたということによろしいですか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

そのとおりでございます。貨物については、これは平成10年度分からの繰り越し、過年度分ということで徴収して、それぐらいの分が入っています。旅客はおっしゃるとおり、旅客の伸びでその分、入ったということで予算増をしています。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

あわせて、歳出の7ページ、一番上、燃料費がマイナス2,500万円、これは多分原油安による燃料の値段が下がったことと思いますが、これをあわせて1億1,000万円ですね、そのほとんどが積立金の9,500万円に回っているんですが、この積立金の目的を教えてくださいませんか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

この積立金の使い道については、次年度また新造船になっていきますので、その分の一般財源の補填に充

てたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

確かに新造船の建築費、またクイーンざまみも13年、14年、そろそろ老朽化というぐらいになっておりますが、一方、やっぱり公営企業でありますので、余り営利を追求しない団体ということで、それとあわせて新聞ですね、栗国村の郷友会が浦崎副知事を訪ねて、島の方々は一括交付金を利用して半額の往復補助もらっている。那覇から島に帰りたいという方もどうにかできないかということを新聞で、これは座間味郷友会も村とかに要望がなかったか。多分、栗国は村にも打診して、それから県庁にも行ったと思うんですが、お盆、正月に家族連れで帰ると、相当出費が大変だと、確かにそう思います。それをどうにか軽減、観光客が那覇来るにしても、これもやっぱり運賃を安くするとか、そういう対策が、いわゆる1億円近い積立金の一部でもいいから、これをどうにか充てられないのか。そういう検討はなされないものかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質疑にお答えいたします。そういう議論は全くないわけではございませんが、まず座間味村の郷友会、各島、字ごとの郷友会からのそういう要望は正式に届いておりませんし、直接、各郷友会の皆様の組織の幹部の皆様から直接伺ったこともありません。ただ、島の方々から、今のような話というのはちらほら聞こえる状況がございます。全体的に理想としては、船賃が全体的に安くなるのが理想でございますが、私たちはこれから新しい船ができて、来年就航、総事業費が18億5,000万円ぐらいになろうかと思っておりますが、その利子分の支払いが3年間ですか、それで3年後からさらに元金が入ってくるという状況をまず踏まえないといけないということ。それから高速船に関して、新造船を還元としていかなければいけないんじゃないかということも踏まえますと、なかなかそこには舵を切れない部分があるかというふうな現状としては認識しておりますが、理想型といたしましては、しっかりと観光客が伸びてきて、経営が安定してくれば、当然、受益者負担が減るとするのは当たり前の原理でございます。観光客の呼び水であったり、あるいは郷友の皆様が帰ってきやすい環境をつくるという考え方からも、そういう状況に持っていくのはとても大切なことだとは思っております。経営の状況を勘案しながら、将来的な目標として掲げていきたいと思っておりますが、時期の明示、あるいはどれぐらいの引き下げ幅というのは、ここでは答えることができないのが現状でございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やっぱり国立公園になって、ことし2年目、3年目を迎えるんですが、順調に入域観光客も増加傾向にあって、それが反映して、いわゆる歳入の補正増、フェリーの、クイーンも、みつしまも順調に売上げが伸びているという証拠であります。ましてや、来年からフェリーが、これまでのフェリーざまみより人が多く運べるという、大型化する、欠航も少なくなる可能性があるということで、その辺ちょっと将来的展望が開けると思うんですが、よっぽど経済ショックが起こらない限りは多分順調に推移していくと思いますし、原油も、今の状況を見るとまだ下がっていく要素があるような感じがありますので、それはいわゆる状況を見ながら、村長など、経営者に判断してもらって、できれば、やっぱり受益者負担を軽くしてもらえよう努力してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この時期に、さっきの一般質問ではないんですけども、臨時社会保険料が110万5,000円、これは何か積算ミスか何かあったんですか。こんなに急に保険料がこんなに上がって増額するというのは、当然、あんまり考えられないことではあるんですけども、どういうことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この社会保険料の増は、臨時職員が1人ふえたという形です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それにしても、いきなり110万5,000円というのはちょっと多いんじゃないかなと思いますが、でも、わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

みつしまが300万円補正でお客さんがふえているという状況ですが、現在のみつしまは船長2人、それから燃料費を含めて、黒字なのか、赤字なのかちょっと教えてもらえますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

やっぱりみつしまもここ数年、非常に右肩上がり収入のほうかふえて、平成26年実績で600万円、平成27年度の11月末現在で500万円の収入があります。多分、おそらく年度末で800万円近く売り上げがあると思うんですけども、当然、それに伴って人件費、燃料費、トータルするととんとんぐらいじゃないかなと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

とんとんでもいいんじゃないですか。赤字覚悟でやった航路ですが、とんとん。来年以降、黒字になることを期待して終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第70号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

7ページ、2目の施設費の需用費500万円余の修繕費はどこの修繕になっているのでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

お答えいたします。一番大きな経費としては、今、阿嘉、慶留間地区が若干濁水の状況が続いておりまして、フェリーによる送水の準備をしているところです。それに伴う経費が約150万円程度あります。あと、阿嘉の浄水場の原水の電動バルブ、これが今、故障しておりまして、通常は水の使用量において原水を調整するんですが、これが自動でできない状況になっておりまして、現在、職員が手動でやっている状況にありまして、これを修繕するための経費が約100万円、あとろ過機が1基、不調が続いておりまして、これを修繕するのに200万円ということで、大体この3つが大きな経費になります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これも下の原材料費の資材代も関連しているのか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

これは原材料費ということで、これも阿嘉大橋の下から、上の原水タンクまでのホースの代金となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第70号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第71号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

7ページをお開きください。その補正の18万4,000円、それが結局、補正の金額ですけれども、これは前、全協で聞いたかな。何の補正ですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これはですね、下水処理場で脱水する、最終工程で脱水処理をする際に水分が出てくるんですけれども、その水というのは再利用してエアレーションの中に入れて送るんですが、そのエアレーションに送る際のポンプの取りかえです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ですから、これが補正額ですから進行してください。

質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第71号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第72号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

7ページの補正額の18万6,000円、修繕費そのほうの説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えします。先ほどの下水道と全く同じですが、ただ、若干システムが農業集落排水の場合、天日乾燥という乾燥をしますが、やはりその際に漏れ分が発生しますので、それを再度量水するためのポンプの取りかえ費用となっています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

はい、わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第72号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成27年第4回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後2時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇